

安全衛生スローガン募集事業の 東京 2020 参画プログラムへの認証申請について（案）

1 東京 2020 参画プログラムへの認証申請

- （１）第２回協議会で決定された大会施設の建設工事における安全衛生スローガンの募集については、大会ブランドの保護に留意しつつ、オリンピック・パラリンピックとのつながりを生みだし、より効果的な情報発信とするため、東京 2020 参画プログラム（公認プログラム）として認証を受けた上で実施する。

東京 2020 参画プログラム

- ・ 様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら大会に向けた参画・気運醸成・レガシー創出に向けたアクションを実施できる仕組み。公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が認証する。
- ・ 公認プログラムとして認証されたアクションでは、東京 2020 公認プログラムのマークが使用できるとともに、「オリンピック・パラリンピック」等の文言（文言は IOC・IPC の知的財産としての保護対象）をアクションのタイトルや説明文等で使用することができる。
- ・ アクションのテーマは、「スポーツ・健康」、「街づくり」、「持続可能性」、「文化」、「教育」、「経済・テクノロジー」、「復興」、「オールジャパン・世界への発信」の 8 つ。

- （２）安全衛生スローガン募集事業の主たるテーマは「持続可能性」とする。

2 認証申請の概要

- （１）主催者等

厚生労働省を主体者、その他の協議会構成機関を共同事業者として、東京 2020 参画プログラム（公認プログラム）へ認証申請を行う。

- （２）募集

スローガンの募集告知を厚生労働省ホームページ等で行う。

- （３）選考・決定

選考委員は協議会構成員とし、予備選考を幹事会メンバーで行う。

- （４）スローガンの使用

スローガンは、厚生労働省が作成する文書（ホームページコンテンツを含む）、及び資料 2 の別紙に掲げる対象工事の現場内で掲示する横断幕その他の掲示物において使用する。

- （５）留意事項

- ① スローガンには、登録商標はもちろん、オリンピック・パラリンピックに関する知的財産として保護されるべき用語、標章等を含めない。

- ② 大会マーケティングパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、オリンピック・パラリンピックのブランドを損なわないようにする。
- ③ その他認証申請に係る詳細は厚生労働省と組織委員会とで調整する。

<公認プログラム認証後の事業の流れ（イメージ）>

※ 認証申請の審査により、変更があり得る。

